

## 指名停止要綱の主な改正点について

仙台市の請負工事等において、違法・不法行為の排除の徹底を図るため、指名停止措置の強化等の見直しを行います。

## 1. 指名停止期間の見直し

①独占禁止法違反などに係る指名停止期間の見直し

②措置要件の地域区分の見直し

市内・県内・県外3区分を市内・市外2区分に変更します

措置要件		改正前	改正後	
贈賄	本市職員	代表役員等	12月～24月	変更なし
		一般役員等	9月～18月	変更なし
		使用人	6月～12月	変更なし
	宮城県内職員 ⇒本市以外の 職員に変更	代表役員等	6月～18月	6月～12月
		一般役員等	4月～12月	4月～9月
		使用人	3月～9月	3月～6月
	宮城県外職員	代表役員等	4月～12月	
		一般役員等	3月～9月	
		使用人	1月～6月	
独占禁止法	市発注工事	6月～24月	12月～24月	
	県内工事⇒市発注工事以外に変更	4月～18月	6月～12月	
	宮城県外	4月～12月		
公契約関係 競売等妨害 又は談合	市発注工事	6月～24月	12月～24月	
	県内工事⇒市発注工事以外に変更	4月～18月	6月～12月	
	宮城県外	4月～12月		
あっせん利 得処罰法違 反	市発注工事	3月～12月	12月～24月	
	県内工事⇒市発注工事以外に変更	2月～12月	6月～12月	
	宮城県外	1月～6月		
建設業法違 反	市発注工事	3月～12月	変更なし	
	県内工事⇒市発注工事以外に変更	2月～12月	1月～12月	
	宮城県外	1月～12月		

## 2. 「指名回避」条項の削除

指名停止要綱から指名回避の条項を削除し、関連する条項を整理します。